

第3回定例会会議録

平成27年 9月14日（月）

開 議 午前10時00分

○議長（笹沢 武君） おはようございます。これより、休会中の本会議を再開いたします。

場内、暑くなっておりますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

これより、委員長報告を求めます。

去る9月4日の本会議において各常任委員会に付託となり、審議願いました議案について、日程に従いまして、各常任委員長から報告願います。

- ―――日程第1 議案第56号 御代田町議会の議決に付すべき事件に関する
条例を制定する条例案について―――
- ―――日程第2 議案第57号 御代田町個人情報保護条例の一部を
改正する条例案について―――
- ―――日程第3 議案第58号 御代田町手数料徴収条例の一部を
改正する条例案について―――
- ―――日程第4 議案第59号 御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例案について―――
- ―――日程第5 議案第60号 御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業
の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護
予防サービスに係る介護予防のための効果的な支
援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第1 議案第56号 御代田町議会の議決に付すべき事件に関する条例を制定する条例案について、日程第2 議案第57号 御代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について、日程第3 議案第58号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について、日程第4 議案第59号 御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、日程第5 議案第60号 御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田健一郎君） おはようございます。お手元の資料1ページをお開きください。

平成27年9月14日

御代田町議会議長 笹沢 武様

総務福祉文教常任委員長 池田健一郎

委員会審査報告書

議案第56号 御代田町議会の議決に付すべき事件に関する条例を制定する条例案について

議案第57号 御代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について

議案第58号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について

議案第59号 御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

議案第60号 御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第56号から議案第60号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第56号から議案第60号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第56号 御代田町議会の議決に付すべき事件に関する条例を制定する条例案について、議案第57号 御代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について、議案第58号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について、議案第59号 御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、議案第60号 御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第6 議案第61号 御代田町保育料徴収条例の一部を

改正する条例案について―――

―――日程第7 議案第62号 御代田町児童福祉施設事業運営委員会設置条例の

一部を改正する条例案について――

――日程第8 議案第63号 御代田町地区計画の区域内における建築物の

制限に関する条例を制定する条例案について――

○議長（笹沢 武君） 日程第6 議案第61号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について、日程第7 議案第62号 御代田町児童福祉施設事業運営委員会設置条例の一部を改正する条例案について、日程第8 議案第63号 御代田町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を制定する条例案について、委員長の報告を求めます。

小井土哲雄町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 小井土哲雄君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（小井土哲雄君） 2ページをお開きください。

平成27年9月14日

御代田町議会議長 笹沢 武様

町民建設経済常任委員長 小井土哲雄

委員会審査報告書

議案第61号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について

議案第62号 御代田町児童福祉施設事業運営委員会設置条例の一部を改正する
条例案について

議案第63号 御代田町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を
制定する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第61号から第63号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第61号から議案第63号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第61号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について、議案第62号 御代田町児童福祉施設事業運営委員会設置条例の一部を改正する条例案について、議案第63号 御代田町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を制定する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第9 議案第64号 平成26年度御代田町一般会計歳入歳出決算の

認定について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第9 議案第64号 平成26年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(池田健一郎君) 1ページにお戻りください。

平成27年9月14日

御代田町議会議長 笹沢 武様

総務福祉文教常任委員長 池田健一郎

委員会審査報告書

議案第64号 平成26年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について(総務福祉文教常任委員会付託分)

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定

しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

○議長（笹沢 武君） ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました。本案については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告がありましたら、委員長から報告をお願いします。

○町民建設経済常任委員長（小井土哲雄君） なし。

○議長（笹沢 武君） 報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま各常任委員長から報告がありました議案第64号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第64号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第64号 平成26年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第10 議案第65号 平成26年度御代田町御代田財産区

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

―――日程第11 議案第66号 平成26年度御代田町小沼地区財産管理

特別会計歳入歳出決算の認定について――

――日程第12 議案第67号 平成26年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計歳入歳出決算の認定について――

――日程第13 議案第68号 平成26年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計歳入歳出決算の認定について――

――日程第14 議案第69号 平成26年度御代田町後期高齢者医療

特別会計歳入歳出決算の認定について――

○議長（笹沢 武君） 日程第10 議案第65号 平成26年度御代田町御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11 議案第66号 平成26年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12 議案第67号 平成26年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13 議案第68号 平成26年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14 議案第69号 平成26年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田健一郎君） 報告します。

平成27年9月14日

御代田町議会議長 笹沢 武様

総務福祉文教常任委員長 池田健一郎

委員会審査報告書

議案第65号 平成26年度御代田町御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について

議案第66号 平成26年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の
認定について

議案第67号 平成26年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決
算の認定について

議案第68号 平成26年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の
認定について

議案第 6 9 号 平成 2 6 年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

以上。

○議長（笹沢 武君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第 6 5 号から議案第 6 9 号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 6 5 号から議案第 6 9 号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 6 5 号 平成 2 6 年度御代田町御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 6 6 号 平成 2 6 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 6 7 号 平成 2 6 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 6 8 号 平成 2 6 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 6 9 号 平成 2 6 年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり決しました。

- ――― 日程第 1 5 議案第 7 0 号 平成 2 6 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業
特別会計歳入歳出決算の認定について―――
- ――― 日程第 1 6 議案第 7 1 号 平成 2 6 年度御代田町公共下水道事業
特別会計歳入歳出決算の認定について―――
- ――― 日程第 1 7 議案第 7 2 号 平成 2 6 年度御代田町農業集落排水事業
特別会計歳入歳出決算の認定について―――
- ――― 日程第 1 8 議案第 7 3 号 平成 2 6 年度御代田町個別排水処理施設整備事業
特別会計歳入歳出決算の認定について―――
- ――― 日程第 1 9 議案第 7 4 号 平成 2 6 年度御代田小沼水道事業会計
歳入歳出決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 1 5 議案第 7 0 号 平成 2 6 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 1 6 議案第 7 1 号 平成 2 6 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 1 7 議案第 7 2 号 平成 2 6 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 1 8 議案第 7 3 号 平成 2 6 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 1 9 議案第 7 4 号 平成 2 6 年度御代田小沼水道事業会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告を求めます。

小井土哲雄町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 小井土哲雄君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（小井土哲雄君） 報告いたします。

平成 2 7 年 9 月 1 4 日

御代田町議会議長 笹沢 武様

町民建設経済常任委員長 小井土哲雄

委員会審査報告書

議案第 7 0 号 平成 2 6 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 7 1 号 平成 2 6 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 7 2 号 平成 2 6 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

議案第 7 3 号 平成 2 6 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳
出決算の認定について

議案第 7 4 号 平成 2 6 年度御代田小沼水道事業会計歳入歳出決算の認定につい
て

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定
しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第 7 0 号から議案
第 7 4 号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 7 0 号から議案第 7 4 号については、討論を省略し、直ちに一括して採決
に付したいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 7 0 号 平成 2 6 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計
歳入歳出決算の認定について、議案第 7 1 号 平成 2 6 年度御代田町公共下水道事
業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 7 2 号 平成 2 6 年度御代田町農
業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 7 3 号 平成 2 6 年

度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第74号 平成26年度御代田小沼水道事業会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第20 議案第75号 平成27年度御代田町一般会計

補正予算案（第3号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第20 議案第75号 平成27年度御代田町一般会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田健一郎君） 報告します。1ページにお戻りください。

平成27年9月14日

御代田町議会議長 笹沢 武様

総務福祉文教常任委員長 池田健一郎

委員会審査報告書

議案第75号 平成27年度御代田町一般会計補正予算案（第3号）について

（総務福祉文教常任委員会付託分）

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

○議長（笹沢 武君） ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、本案については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で、報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

○町民建設経済常任委員長（小井土哲雄君） なし。

○議長（笹沢 武君） 報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま各常任委員長から報告がありました議案第75号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第75号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第75号 平成27年度御代田町一般会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

- ―――日程第21 議案第76号 平成27年度御代田町小沼地区財産管理
特別会計補正予算案(第1号)について―――
- ―――日程第22 議案第77号 平成27年度御代田町国民健康保険事業勘定
特別会計補正予算案(第1号)について―――
- ―――日程第23 議案第78号 平成27年度御代田町介護保険事業勘定
特別会計補正予算案(第1号)について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第21 議案第76号 平成27年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案について、日程第22 議案第77号 平成27年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、日程第23 議案第78号 平成27年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(池田健一郎君) 報告いたします。

平成27年9月14日

御代田町議会議長 笹沢 武様

総務福祉文教常任委員長 池田健一郎

委員会審査報告書

議案第76号 平成27年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案（第1号）について

議案第77号 平成27年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）について

議案第78号 平成27年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第76号から議案第78号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第76号から議案第78号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第76号 平成27年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案について、議案第77号 平成27年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、議案第78号 平成27年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

――日程第24 陳情第8号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する陳情――

○議長（笹沢 武君） 日程第24 陳情第8号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する陳情についての審査報告を求めます。委員長の報告を求めます。

小井土哲雄町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 小井土哲雄君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（小井土哲雄君） 3ページになります。

陳情審査報告書

1. 審査の結果

（1）趣旨採択とすべきもの

1. 件 名 陳情第8号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する陳情書（6月5日の議会において付託）

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので以上報告します。

平成27年9月14日

御代田町議会議長 笹沢 武様

町民建設経済常任委員長 小井土哲雄

以上です。

○議長（笹沢 武君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長から報告がありました陳情第8号を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第8号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、陳情第8号については趣旨採択とのことであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、陳情第8号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する陳情については、原案のとおり決しました。

―――日程第25 発委第1号 御代田町議会会議規則の一部を改正する

規則案について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第25 発委第1号 御代田町議会会議規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

発委案の朗読を事務局長にいたさせます。

茂木康生議会事務局長。

(議会事務局長 茂木康生君 登壇)

○議会事務局長(茂木康生君) 4ページをお開きください。

発委第1号

平成27年9月14日

御代田町議会議長 笹沢 武様

議会運営委員長 内堀 恵人

御代田町議会会議規則の一部を改正する規則案について

上記の規則案について、地方自治法第109条の2第5項及び御代田町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

5ページをお願いいたします。

発委第1号

御代田町議会会議規則の一部を改正する規則(案)

御代田町議会会議規則の一部を次のとおり改正する。

第2条に次の1項を加える。

第2項、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

附則、この規則は公布の日から施行する。

下が新旧対照表ですので、御参考をお願いいたします。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 本案について趣旨説明を求めます。

内堀恵人議会運営委員長。

（議会運営委員長 内堀恵人君 登壇）

○議会運営委員長（内堀恵人君） 発委第1号の趣旨説明をいたします。

全国町村議会議長会では、標準町村議会会議規則の一部を改正いたしました。これは、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、議員本人の出産の場合の欠席の届け出について新たに規定を設けたものであります。

そこで、御代田町議会会議規則についても同様に改正を行うものです。

この議案については、議会運営委員会で審議し、委員会の発委といたします。よろしく審議のほどお願いをいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、発委第1号に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発委第1号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、発委第1号 御代田町議会会議規則の一部を改正する条例案については、
原案のとおり決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時35分)

(休憩)

(午前10時36分)

(古越副議長に交代)

○副議長(古越 弘君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいま、笹沢 武議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ござ
いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題といたします。

――追加日程第1 議長辞職の件について――

○副議長(古越 弘君) 追加日程第1 議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、笹沢 武議員の退場を求めます。

(笹沢 武議員 退場)

事務局長に辞職願を朗読いたさせます。

茂木康生議会事務局長。

(議会事務局長 茂木康生君 登壇)

○議会事務局長(茂木康生君)

辞職願

私こと、このたび一身上の都合により、御代田町議会議長を辞職いたしたくお願
い申し上げます。

平成27年9月14日

笹沢 武

御代田町議会副議長 古越 弘様

以上です。

○副議長（古越 弘君） ただいま朗読したとおりであります。

お諮りいたします。

笹沢 武議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、笹沢 武議員の議長の辞職を許可することに決しました。

暫時休憩いたします。

（笹沢 武議員 入場）

会議を再開いたします。

笹沢 武議員より発言を求められておりますので、これを許可します。

笹沢 武議員。

（笹沢 武議員 登壇）

○14番（笹沢 武君） 2年間、私のような無能な人間が議長を務めさせていただきまして、大変ありがとうございました。皆様方のおかげでございます。

議長になって、やりたいことが4つありました。1つは、予算審査委員会、2つ目が決算審査委員会、全員でやりたかったなというふうに思います。ただし、いろいろ相談はしたんですが、御代田町は常任委員会がしっかりしてるから、そこで審議すればいいじゃないかというような御意見をいただきましたので、途中で私の考え方を中断してしまいました。

3つ目は、御代田町議会基本条例ができてないのは、この北佐久、それから広域含めて御代田町だけなものですから、御代田町議会基本条例をつくりたかったんですが、これも各市町から基本条例をもらいました。見ました。何とか検討してつくりたいなと思ったんですけども、ある人に、パフォーマンスだぞ、そんなものつくってもと、こういうふうに言われましたので、考えてみたら、御代田町は条例もしっかりしてますし、申し合わせ事項もしっかりしてるんで、それを守って、各常任委員会で審議すればいいのかなというふうに思ったので断念をしてしまいました。

それから、4つ目は、何といたっても通年議会を審議したかったわけでございますけれども、いずれ近い将来、通年議会になるような気がいたしますけれども、その

4点が思っていてできなかったことをごさいましたけども、何とか2年間無事に過ごさせていただきましたことは、御代田町議会の皆様、理事者の皆さんの御協力をいただいたたまものだと思っております。

今後は、議長、副議長がこれから決まるわけですが、一生懸命下から支えて、いい議会、いい町にしていきたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(拍手)

○副議長(古越 弘君) 笹沢議長には2年間、大変お疲れさまでした。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行います。

――追加日程第2 議長の選挙――

○副議長(古越 弘君) 追加日程第2、これより議長の選挙を行います。

(動議 内堀恵人議員)

内堀恵人議員。

(11番 内堀恵人君 登壇)

○11番(内堀恵人君) 動議を提出いたします。

議長選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(古越 弘君) ただいま内堀恵人議員から議長の選挙の方法については、指名推選によるとの動議が提出されました。この動議は2人以上の賛成者がありますので、成立しました。

指名選挙による動議を直ちに議題として、採決します。

お諮りします。

この動議のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議長の選挙の方法は、指名推選によることの動議は可決されました。

(動議 内堀恵人議員)

内堀恵人議員。

(11番 内堀恵人君 登壇)

○11番(内堀恵人君) 動議を提出いたします。

指名の方法については、市村千恵子議員が指名することを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(古越 弘君) ただいま内堀恵人議員から指名の方法については、市村千恵子議員が指名することの動議が提出されました。この動議は2人以上の賛成がありますので、成立しました。

指名方法による動議を直ちに議題として採決いたします。

お諮りします。

この動議のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議長の指名方法は、市村千恵子議員が指名することに決しました。

市村千恵子議員。

(12番 市村千恵子君 登壇)

○12番(市村千恵子君) 議席番号12番の市村千恵子であります。指名をいたします。

議長に副議長であります古越 弘議員を適任者として指名いたします。

○副議長(古越 弘君) お諮りします。

ただいま市村千恵子議員が指名した古越 弘を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、不肖、私、古越 弘が議長に当選しました。

―――議長就任 挨拶―――

○議長（古越 弘君） 一言、議長の御挨拶を申し上げます。

ただいま指名推選により議長に推挙いただきました古越 弘です。大変光栄に思うとともに、責務の重大さに浅学非才な私が職務を全うできるか不安も大きく身の震える思いです。この上は以前にも増して、議会の皆様はもとより、町長を初め理事者、町職員、町民の皆様の御指導、御支援、御協力を賜り、職務を全うする所存ですので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

二元代表制は、よく車の両輪に例えられます。確かに目指す方向は町民皆様の安全安心、快適な暮らし、町の発展ではありますが、その輪は決して一体ではなく、大きさも性質も異なり、動き方、スピード等に違いもあり、時には軌道修正やブレーキあるいは加速が必要となることもあり、こんな双方の緊張感の中、微妙なバランスをとり、間違いのない方向に進めたいと思います。目新しいことを行う以前に、当たり前のことが当たり前にできる議会、そんな議会を目指し、町民の信頼、期待される議会を目指したいと思います。

簡単ではありますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願いたします。

（拍手）

ただいま副議長の古越 弘が議長に就任したことに伴い、自動的に副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として選挙を行います。

この際、暫時休憩といたします。

（午前10時48分）

（休 憩）

(午前 11 時 03 分)

○議長（古越 弘君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

――追加日程第3 副議長の選挙――

○議長（古越 弘君） 追加日程第3、これより副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に仁科英一議員、茂木 勲議員を指名します。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（茂木康生君）

1 番 池田るみ議員 (投票)

2 番 井田理恵議員 (投票)

3 番 五味高明議員 (投票)

4 番 徳吉正博議員 (投票)

5 番 奥田敏治議員 (投票)

6 番 野元三夫議員 (投票)

- 7 番 小井土哲雄議員 (投票)
- 8 番 仁科英一議員 (投票)
- 9 番 茂木 勲議員 (投票)
- 10 番 池田健一郎議員 (投票)
- 11 番 内堀恵人議員 (投票)
- 12 番 市村千恵子議員 (投票)
- 13 番 古越 弘議員 (投票)
- 14 番 笹沢 武議員 (投票)

○議長（古越 弘君） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。仁科英一議員、茂木 勲議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

選挙の結果を報告します。

投票総数	14 票
有効投票数	14 票
無効投票数	0 票

有効投票数のうち、

池田健一郎議員	10 票
市村千恵子議員	4 票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、池田健一郎議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

ただいま副議長に当選されました池田健一郎議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ここで池田健一郎議員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

池田健一郎議員。

――副議長就任 挨拶――

○副議長（池田健一郎君） ただいま、議長から当選の旨のお話をいただきました。私、まだ議員の経験が1期半、6年しかないという若輩者でございますが、大変大勢の議員の皆さんから御支持をいただき、こうしてこの副議長という大任を仰せつかったわけでございますが、これからは大変微力ではございますが、全力で議長を補佐し、副議長の任を全うしていきたいと、こんなように考えております。皆さん方の絶大なる御支持をいただきながら、議会をまとめて、また町の発展に幾らかでも寄与できればと考えておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（古越 弘君） この際、暫時休憩いたします。

議員は議員控室のほうにお集まりください。なお、午後は1時半より再開したいと思いますので、一旦これで。

（午前 11 時 13 分）

（休 憩）

（午後 1 時 35 分）

○議長（古越 弘君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

――日程第26 常任委員会の委員の選任――

○議長（古越 弘君） 日程第26 常任委員会の委員の選任を行います。

各常任委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、指名いたします。

事務局長に朗読いたさせます。

茂木康生事務局長。

（議会事務局長 茂木康生君 登壇）

○議会事務局長（茂木康生君） それでは、報告をいたします。

総務福祉文教常任委員会

市村千恵子 議員

笹沢 武 議員

仁科 英一 議員

五味 高明 議員

井田 理恵 議員

池田 るみ 議員

池田健一郎 議員

町民建設経済常任委員会

内堀 恵人 議員

茂木 勲 議員

小井土哲雄 議員

野元 三夫 議員

奥田 敏治 議員

徳吉 正博 議員

古越 弘 議員

以上です。

○議長（古越 弘君） お諮りいたします。

ただいま朗読しました議員を、各常任委員会の委員に指名いたしたいと思いを。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を、各常任委員会の委員に選任することに決しました。

―――日程第27 議会運営委員会の委員の選任―――

○議長（古越 弘君） 日程第27 議会運営委員会の委員の選任を行います。

議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、指名いたします。

事務局長に朗読いたさせます。

茂木康生事務局長。

（議会事務局長 茂木康生君 登壇）

○議会事務局長（茂木康生君） それでは、報告をいたします。

議会運営委員会

市村千恵子 議員

内堀 恵人 議員

小井土哲雄 議員

五味 高明 議員

以上です。

○議長（古越 弘君） お諮りいたします。

ただいま朗読しました議員を、議会運営委員会の委員に指名いたしたいと思いません。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を、議会運営委員会の委員に選任することに決しました。

それでは、順次、各委員会の構成について報告願います。

井田理恵議員。

（2番 井田理恵君 登壇）

○2番（井田理恵君） 総務福祉文教常任委員会の報告をいたします。

委員長 仁科英一 議員

副委員長 五味高明 議員

を選出いたしました。

以上です。

○議長（古越 弘君） 小井土哲雄議員。

（7番 小井土哲雄君 登壇）

○7番（小井土哲雄君） 町民建設経済常任委員会の報告をいたします。

委員長 茂木 勲 議員

副委員長 野元 三夫 議員

を選出いたしました。

以上でございます。

○議長（古越 弘君） 次に、議会運営委員会、内堀恵人議員。

（ 1 1 番 内堀恵人君 登壇）

○ 1 1 番（内堀恵人君） それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

委員長 小井土哲雄 議員

副委員長 五味 高明 議員

を選出いたしました。

以上です。

○議長（古越 弘君） 以上で、各委員会からの報告を終わります。

―――日程第 2 8 議会において選挙すべき一部事務組合等の議員の選挙―――

○議長（古越 弘君） 日程第 2 8 議会において選挙すべき一部事務組合等の議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条の規定によって、指名推選にいたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

それでは、事務局長に朗読いたさせます。

茂木康生事務局長。

（議会事務局長 茂木康生君 登壇）

○議会事務局長（茂木康生君） それでは、報告をいたします。

○佐久広域連合議員

古越 弘 議員

池田 健一郎 議員

○浅麓環境施設組合議員

池田 健一郎 議員

茂木 勲 議員

○森泉山財産組合議員

市村 千恵子 議員

茂木 勲 議員

○佐久水道企業団議員

池田 健一郎 議員

小井土 哲雄 議員

○浅麓水道企業団議員

内堀 恵人 議員

井田 理恵 議員

池田 るみ 議員

○北佐久郡老人福祉施設組合議員

仁科 英一 議員

五味 高明 議員

○佐久市北佐久郡環境施設組合議員

笹沢 武 議員

池田 健一郎 議員

以上です。

○議長（古越 弘君） お諮りいたします。

ただいま朗読しました議員を、一部事務組合等の議員の当選人に決定いたしたい
と思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員が、それぞれ一部事務組合等の議員に当
選されました。

ただいま当選されました議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

―――日程第29 各種委員会、協議会、審議会等の委員の選任―――

○議長（古越 弘君） 日程第29 各種委員会、協議会、審議会等の委員の選任を行います。

各種委員会等の委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、各種委員会等の委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり決しました。

お諮りいたします。

この際、議席の一部変更の件を日程に追加し、追加日程第4とし、議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更の件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決しました。

―――追加日程第4 議席の一部変更の件について―――

○議長（古越 弘君） 追加日程第4 議席の一部変更の件を議題といたします。

変更する議席番号及び氏名を事務局長に朗読いたさせます。

茂木康生事務局長。

（議会事務局長 茂木康生君 登壇）

○議会事務局長（茂木康生君） それでは、変更する議席のみ申し上げます。

先例によって、議長の議席は14番、副議長の議席は13番となっておりますので、

笹沢 武議員の議席を10番に、
池田健一郎議員の議席を13番に、
古越 弘議員の議席を14番に、
それぞれ変更します。

○議長（古越 弘君） お諮りいたします。

ただいま朗読いたしましたとおり、議席の一部を変更することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、朗読したとおり、議席の一部を変更することに決しました。

それでは、決定いたしました議席にそれぞれお着き願います。

（議席移動）

なお、ただいま変更になりました議席番号につきましては、次の議会までに書き直すということで御了承を願います。

この際、暫時休憩します。

（休 憩）

○議長（古越 弘君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま町長より議案3件が提出されました。この際、議案3件を日程に追加し、追加日程第5、追加日程第6、追加日程第7として議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第79号を追加日程第5、議案第80号を追加日程第6、議案第81号を追加日程7として議題にすることに決しました。

――追加日程第5 議案第79号 監査委員の選任について――

○議長（古越 弘君） 追加日程第5 議案第79号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、笹沢 武議員の退場を求めます。

(笹沢 武議員 退場)

提案理由の説明を求めます。

尾台清注総務課長。

(総務課長 尾台清注君 登壇)

○総務課長(尾台清注君) 追加議案書の1ページをお願いいたします。

議案第79号 監査委員の選任について。9月9日付で、9月この本日14日をもって、議会選出の内堀恵人監査委員より辞職願が提出されました。つきましては、議会選出の監査委員が不在となりますので、今回の選任をお願いするものでございます。

監査委員の選任について

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項第1号の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 御代田町大字御代田2457番地

氏 名 笹沢 武

生年月日 昭和15年6月25日生

平成27年9月14日提出

御代田町長

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜り、御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(古越 弘君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第79号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第79号 監査委員の選任については、原案のとおり同意すること

に決しました。

(笹沢 武議員 入場)

――追加日程第6 議案第80号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について――

○議長(古越 弘君) 追加日程第6 議案第80号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

尾台清注総務課長。

(総務課長 尾台清注君 登壇)

○総務課長(尾台清注君) それでは、追加議案書2ページをお願いいたします。

議案第80号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、御説明いたします。

御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出する。

平成27年9月14日、提出、御代田町長であります。

この一部改正は、クラインガルテン事業について、多くの課題が整理できましたので、町政の最高責任者である町長の責任を明らかにするとともに、町長としてみずからを律することとして、給与の減額条例を提出させていただきました。減額につきましては、20%減額の3月ということとなっております。

それでは、3ページのほうをお願いいたします。

御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(案)でございます。

附則としまして、平成27年10月1日から平成27年12月31日までの町長の給料月額を58万6,400円と1項を加えるものでございます。

附則としまして、平成27年10月1日から施行するということです。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長(古越 弘君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

池田議員。

(1番 池田るみ君 登壇)

○1番（池田るみ君） 議席番号1番、池田るみです。今回の条例案では、給与月額の特例期間が平成27年10月1日から12月31日となっていることから、期末手当の減額もなるとの全員協議会での説明がありました。期末手当分で減額となる金額は幾らか、また、前回3月に出された条例案より今回出された条例案では、その期末手当分が増加となるように条例案を変更して出されていますが、その変更した理由を伺います。

○議長（古越 弘君） 尾台清注総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） 期末手当についてお答えいたします。

期末手当が1.625月分となっておりますので、これの20%を減額いたしますと、23万8,225円ほどになるのかなと思っております。そういうことの中で3カ月分の給与と合計いたしますと、恐らく67万8,000円ほどになるかなと思います。

以上です。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） 今回、今、総務課長のほうから説明があったんですが、クライנגルテンの課題が整理できたからということで、今回の条例案が出ているわけですが、前回の条例案が否決となった理由には、クライングルテン建設がまだ終了していなかったことということもあります。今回、クライングルテンの補正予算で擁壁工事が先ほど可決され、工事が行われます。交流施設の供用も10月からの予定となっておりますが、まだ供用となっていません。そのような中、この条例案を今出す理由をお伺いいたします。

○議長（古越 弘君） 茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えいたします。

今回の条例の提案につきましては、町民の皆様並びに議会議員の皆様など多くの方々に多大なる御迷惑と御心配をおかけしましたことに対しまして、衷心より深くおわびを申し上げ、クライングルテン事業について、町政の最高責任者である私自身の責任を明らかにするとともに、みずからを律するという事として、給与の減額条例を提案させていただきました。

提出に当たりましては、当時の担当職員の処分が決まりましたので、それをベースとして、さらに全国の市町村長の同様な事例を参考として提出をさせていただきました。町長として職員の不適正な事務処理における任命責任及び管理監督責任を怠ったことによりますので、当時の課長の処分より一段重く減給20%、3カ月、さらに期末手当も同様に20%の減額として提出させていただくことといたしました。

以上です。

- 議長（古越 弘君） 池田るみ議員。
- 1番（池田るみ君） 以上、終わります。
- 議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

五味高明議員。

（3番 五味高明君 登壇）

- 3番（五味高明君） 議席番号3番、五味高明です。今、今回の今の本条例案は、クラインガルテン事業の起因するものであるとの御説明でした。全協とかでいろいろ聞いてますけど、1点お伺いします。

クラインガルテンの竣工式、これはいつとり行う予定なのか、回答願いたいと思います。

- 議長（古越 弘君） 荻原春樹産業経済課長。

（産業経済課長 荻原春樹君 登壇）

- 産業経済課長（荻原春樹君） お答えいたします。

クラインガルテンの工事の竣工式という御質問でございます。現状、竣工式を実施する予定については決まっておりません。

- 議長（古越 弘君） 五味高明議員。
- 3番（五味高明君） 予定は決まってないということですけど、やることはやるんですか、そこをお願いします。

- 議長（古越 弘君） 荻原春樹産業経済課長。

- 産業経済課長（荻原春樹君） お答えいたします。

竣工式につきましては、クラインガルテンの交流施設の開所がなりましたところで、交流事業等とあわせてできれば実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（古越 弘君） 五味議員。

○3番（五味高明君） 了解しました。終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第80号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、多数であります。

よって、議案第80号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決しました。

―――追加日程第7 議案第81号 平成27年度一般会計補正予算

案（第4号）について―――

○議長（古越 弘君） 追加日程第7 議案第81号 平成27年度一般会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 追加議案書の4ページをお願いいたします。

議案第81号 平成27年度御代田町一般会計補正予算案（第3号）を別紙のとおり提出するものでございます。

予算書の1ページをお開きください。

平成27年度御代田町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万6,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億6,432万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

予算書の6ページをお開きください。

まず、歳入でございます。款20諸収入、項4雑入、目1雑入でございます。節4農林水産業費雑入ということで33万6,000円の計上でございます。これは協定による設計業者からの納付金でございます。

次に、7ページをお開きください。歳出でございます。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節12役務費でございます。2万6,000円の計上でございます。こちらにつきましては、確認申請手数料でございます。節15工事請負費で535万円でございます。これは雨水排水処理施設設置工事の工事費でございます。款14項1目1予備費から540万円を減額補正をいたしまして調整をさせていただいております。クラインガルテンの雨水処理工事の設計が完了したため、ここで関連費用を計上させていただくものでございます。

説明は以上です。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第81号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第81号 平成27年度一般会計補正予算案については、原案どおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて散会にいたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

――町長挨拶――

○議長(古越 弘君) 閉会に先立ち、町長より挨拶を求めます。

茂木祐司町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長(茂木祐司君) 9月定例議会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

議員の皆様には、11日間にわたり慎重に御審議をいただき、本議会に提案いたしました全ての案件について御承認、御決定をいただきました。心より感謝を申し上げます。

また、本議会の中で議員の皆様からいただきました貴重な御意見、御提案また御批判に真摯に耳を傾けて、今後の行政運営に努めてまいりたいと考えております。

本議会での議会構成の改選により新体制となり、古越議長、池田副議長のもとで町政の諸課題に取り組むこととなりましたので、今後ともよろしくお願いをいたします。

なお、笹沢議長におかれましては、長期間大変御苦労さまでございました。

我々は、地方自治の本旨に基づいて町民の皆様と力を合わせて住みよいまちづくりを進める責任を負っています。議員の皆様の一層の御協力をお願いする次第です。

いよいよ秋本番を迎え、実りの秋となりました。季節の変わり目でもあり、台風の襲来を危惧するところではありますが、この地域が平穏であることを願うものです。

議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただきまして、一層の御活躍をいただきますよう御祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

――閉 会――

○議長(古越 弘君) これにて、平成27年第3回御代田町議会定例会を閉会といたし

ます。大変御苦勞さまでした。

閉 会 午後 2時06分